

排水水質測定結果証明書

年 月 日

様

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体区分)

計量の対象	単位	測定値	定 量 下限値	測定方法
カドミウム	mg/l			日本工業規格 K0102 の 55
全シアン	mg/l			日本工業規格 K0102 の 38.1.2(38 の備考 11 を除く。)及び 38.2, 38.1.2 及び 38.3, 38.1.2 及び 38.5 又は昭和 46 環告第 59 号付表 1
有機燐(りん)	mg/l			昭和 49 年環告第 64 号付表 1 又は日本工業規格 K0102 の 31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和 49 年環告第 64 号付表 2)
鉛	mg/l			日本工業規格 K0102 の 54
六価クロム	mg/l			日本工業規格 K0102 の 65.2.1 又は 65.2.6
砒(ひ)素	mg/l			日本工業規格 K0102 の 61
総水銀	mg/l			昭和 46 年環告第 59 号付表 2
アルキル水銀	mg/l			昭和 46 年環告第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環告第 64 号付表 3
PCB	mg/l			日本工業規格 K0093 又は昭和 46 年環告第 59 号付表 4
トリクロロエチレン	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5
ジクロロメタン	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1
四塩化炭素	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 又は 5.4.1
チウラム	mg/l			昭和 46 年環告第 59 号付表 5
シマジン	mg/l			昭和 46 年環告第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2
チオベンカルブ	mg/l			昭和 46 年環告第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2
ベンゼン	mg/l			日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.2
セレン	mg/l			日本工業規格 K0102 の 67
ほう素	mg/l			日本工業規格 K0102 の 47
ふっ素	mg/l			日本工業規格 K0102 の 34.1(34 の備考 1 を除く。), 34.2 若しくは 34.4 又は 34.1.1c) (注(2)第 3 文及び 34 の備考 1 を除く。)及び昭和 46 年環告第 59 号付表 7
1, 4-ジオキサン	mg/l			昭和 46 年環告第 59 号付表 8
浮遊物質	mg/l			昭和 46 年環告第 59 号付表 9
銅	mg/l			日本工業規格 K0102 の 52.2, 52.3, 52.4 又は 52.5
水素イオン濃度指数	—			日本工業規格 K0102 の 12.1
備 考				